

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第八十一号）の全部を改正するこの省令を次のように定める。

（用語）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 謙渡時本人確認記録（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定により作成する法律（以下「法」という。）第五条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の規定により作成する本人確認記録をいう。）

二 施行時利用者本人確認記録（法附則第二条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の規定により作成する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律五百三十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあつては、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。）

三 本人確認記録等（本人確認記録（法附則第二条第三項の規定により本人確認記録とみなされる記録、謙渡時本人確認記録及び施行時利用者本人確認記録を含む。）及び貸与時本人確認記録をいう。）

四 電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）次号において「電子署名法」という。）第一条第一項の電子署名をいう。）

五 電子証明書（自然人について、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律五百三十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあつては、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。）

六 書留郵便等（書留郵便若しくは配達記録郵便（その取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便をいう。）又はこれらに準ずるものをいう。）

七 転送不要郵便物等（その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。）

八 本人限定受取郵便等（その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって名あて人本人から写真付き本人確認書類（第十一号に規定する書類をいう。以下同じ。）の提示を受け、かつ、本人確認記録等の作成に際し必要な事項を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。）

九 特定事項伝達型本人限定受取郵便等（本人限定受取郵便等であつて、差出人に代わって名あて人本人から写真付き本人確認記録等の作成に際してそれらを識別するための番号をいう。）又はこれに準ずるものをいう。）

十 引受番号等（引受番号（書留郵便等又は本人限定受取郵便等の取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。）又はこれに準ずるものをいう。）

十一 写真付き本人確認書類（第五条第一項第一号又は第三号（同項第一号ロからニまで及びヘ並びに同項第二号に掲げるものを除く。）に規定する書類をいう。）

十二 本人限定受取郵便等（その取扱いにおいて名あて人本人から写真付き本人確認書類（第十一号に規定する書類をいう。）に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。）

十三 特定本人確認用画像情報（自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。）

十四 本人確認書類の画像情報（自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。）

十五 本人確認書類の画像情報（自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。）

十六 本人確認書類の画像情報（自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。）

前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（携帯音声通信役務）

第二条 法第二条第二項の総務省令で定める電気通信役務は、携帯電話端末又はPHS端末と接続される電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三条第一項第一号に規定する端末系伝送路設備に接続される移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いることにより通話することを可能とするために電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表に掲げる音声伝送携帯電話番号又は特定IP電話番号を使用して提供される電気通信役務であつて、その提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいい。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供されるものをいう。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していく者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。）

（本人確認の方法）

第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。）次に掲げる方法のいずれか

イ 当該自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を除き、以下同じ。）から第五条第一項第一号（二及びヘを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示については、当該書類は

一限り発行又は発給されたものに限る。

ロ 当該自然人若しくはその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類の提示又はその代表者等から同号ホに掲げる書類の提示（一限り発行又は発給されたものを除く。）の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあって、当該自然人との役務提供契約に係る携帯音声通信に係る契約者特定記録媒体又は当該役務提供契約の締結に係る文書（以下「携帯音声通信端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真的情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積

回路をいう。)が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第十二条第一項第一号二、第十九条第一項第一号二及び第三号二並びに第二十条第一項第四号において同じ。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法。

ホー 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはへに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあって、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

へ当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、当該自然人に對して、携帯音声通信端末設備等を送付する方法
電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法

イ 法人 次に掲げる方ののいずれか
当該法人の代表者等から第五条第一項第一号又は第二号に規定する書類の提示を受ける方法

口 当該法人の代表者等から第五条第一項第一号又は第二号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は

ハ 当該法人の代表者等から第五条第一項第一号又は第二号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地にてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該法人の代表者等から受信する方法
前項第一号コ、ホ及びヘ並びに第二号コ及びヘに掲げる方法による携帯音声通話端末設備等の送付は、是示、送付又は送信された書類又はその写しに記載されていける相手方の主店又は本店若し

（該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付する

携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者と新たに役務提供契約を締結する場合は、第一項の規定にかかわらず、当該相手方について、本人確認記録等に記録されている者と

該相手方が同一であることを確認することにより、本人確認を行なうことができる。前項の確認方法は、相手方から役務提供契約の締結時に示された本人特定事項を、当該相手方の既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等及び料金の請求その他携帯音声通信役務の請求書等に記載された個人情報を用いて行なうものである。

携帯音声通信事業者は、他の携帯音声通信事業者が役務提供契約を締結したことにより当該他の携帯音声通信事業者の相手方と役務提供契約を締結したこととなる場合は、第一項の規定にかかる

（らす、当該他の携帯音声通信事業者が当該相手方にについて本人確認を行つたことをもつて当該携帯音声通信事業者が当該相手方にについて本人確認を行つたものとみなすことができる。）
代表者等の本人確認の方法

【第三条】 法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。
代表者等から次条第一項第一号（三及びヘを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法

当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

一
代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法
代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路

に記録された当該情報の送信を受ける方法
代表者等から次条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代

表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を

書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
特定事項云童型本人限定受取郵便等により、代表者等と
て、相手方との投宿是共契約の締結に係る文書を送付する方法

前項第二号、第五号又は第六号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもつて代えることができる。

携帯音声通信事業者は、他の携帯音声通信事業者が役務提供契約を締結したことにより当該他の携帯音声通信事業者の相手方と役務提供契約を締結したことは、第一項の規定にかかる

（略）

第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示し、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）に次の各号に掲げる区分に応じ、それを該号に定めるものとのいずれかと認定する。ただし、第一号から八号まで、本及び並びに第二号口に掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては、携帯音声通信事業者が提示し、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）に次の各号に規定するものに該号に定めるものとのいずれかと認定する。

自然人（第三号に規定する外国人を除く。）を受ける日において有効なものに、その他の書類であつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

イ 道路交通法（昭和三十五年法律五百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証若しくは同法第一百四条の四第五項に規定する運転歴証明書、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規

イ 当該法人の設立の登記に係る商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十条第一項に規定する登記事項証明書(当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を記する書類)又は印鑑登記証明書(当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)

口　　人に掲げる書類のほか、官公署から發行きされ、又は發給された書類その他の、常に類するもので、當該法人の名称及び本店並びに主たる事務所の所在地の記載があるもの。三　　日本國（本邦）とアメリカ合衆国との間の協力及び安全保証条約第六条に依る。日本國における合衆國軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年六月二十一日午後十一時三十分）

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地が役務提供契約の締結の際ににおけるものと異なるとき、住居の記載がないときは又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路の住居の情報の記録が役務提供契約の締結の際ににおけるものと異なるときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期間

限のある第五号及び第六号に掲げるものにあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。)のいづれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を

補い、本人確認を行うことができる。
一 本人確認書類(役務提供契約の締結日における住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地が記載されているものに限る。)

三二 二三
国税又は地方税の領收証書又は納稅證明書
所得又は昭和四十年法の領收証書第三十一条第二項に規定する社会保険料の領收証書
公会斗金（日本国内に於て共合さるる富良、ガス、水道水等の事務所の事務所の斗金）を有する者の貢又正書

前各号に掲げるもののほか、官公署から発行又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方又は代表者等の氏名及び住居の記載があるもの（自然人の場合に限る。）

（役務提供契約の締結の任に当たっている自然人を相手方とみなすもの）
ものに、法人の場合にあつてはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）

第六条 法第三条第三項（法第五条第二項、第六条第三項及び第四項、第九条第三項並びに附則第一条第二項及び第三条第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

三二一 國際地方公共團體

四三 人格のない社団 又は財団 法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）

三 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
（本人確認記録の作成方法）

第七条 法第四条第一項の総務省令で定める方法は、書面、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条第二項において同じ。）又はマイクロフィルムによる方法とする。

第八条 法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
（本人確認記録の記録事項）

三 相手方に係る次に掲げる事項
イ 本人確認を行った日付

- 四　役務提供契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

イ　本人確認を行った日付

ロ　本人特定事項

ハ　本人確認を行った方法

ニ　本人確認に用いた書類の種類及び記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項

五　役務提供契約を第六条に規定するもの（以下「国等」という。）と締結したときは、当該国等の名称その他の当該国等を特定するに足りる事項

一　前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

二　第三条第一項第一号イ若しくは第二号イ又は第四条第一項第一号に規定する方法　携帯音声通信事業者が当該提示を受けた日

三　第三条第一項第一号ロ又はホカラトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号から第五号までのいずれかに規定する方法　携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

四　第三条第一項第一号チ又は第二号ニに規定する方法　携帯音声通信事業者が当該照合を行った日

五　第三条第四項に規定する方法　携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日

（本人確認記録の作成及び保存の特例）

二　前項の保存は、書面、電磁的記録又はマイクロフィルムによるものとする。

（譲渡時本人確認の方針等）

第十二条　法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

第十三条　法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）次に掲げる方法のいずれか

一　自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

ロ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類の提示又は代表者等から同号ホに掲げるもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあって、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

二　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ホ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあって、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヘ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居にあって、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ト　特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、当該自然人に対して、契約の名義変更に係る文書を送付する方法

チ　電子署名が行われた情報の送信を受けて契約者の名義変更をする場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法

二　法人次に掲げる方法のいずれか

イ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法

ロ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は從たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ。）にあって、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地にあって、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二　電子署名が行われた情報の送信を受けて契約者の名義変更をする場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該法人の代表者等から受信する方法

- 2 前項第一号口、ホ及びハに第二号口及びハに掲げる方法による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもつて代えることができる。
- 3 携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者が譲受人等になる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該譲受人等について、本人確認記録等に記録されている者と当該譲受人等が同一であることを確認することにより、譲渡時本人確認を行うことができる。
- 4 前項の確認の方法は、譲受人等から契約者の名義変更の際に示された本人特定事項を、当該譲受人等の既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等及び料金の請求その他携帯音声通信役務の提供に必要な事項に係る文書の送付先（既に役務提供契約を締結している者の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地である場合に限る。）と照合する方法とする。
- 5 携帯音声通信事業者は、他の携帯音声通信事業者が役務提供契約を締結したことにより当該他の携帯音声通信事業者の相手方と役務提供契約を締結したこととなる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該他の携帯音声通信事業者が譲受人等について譲渡時本人確認を行ったことをもつて当該携帯音声通信事業者が当該譲受人等について譲渡時本人確認を行ったものとみなすことができ
- る。

6 第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第四条	法第三条第二項 法第三条第二項	法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第一項
第五条第一項	相手方との役務提供契約の締結 第三条第一項	契約者の名義変更
第五条第二項	役務提供契約の締結 相手方	契約者の名義変更
第七条	法第四条第一項 法第四条第一項	法第五条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項
第八条第一項	本人確認記録 相手方	本人確認記録
第八条第二項	当該役務提供契約を代表者等が締結した と締結	譲受人等
第九条	第三条第一項第一号イ 第三条第一項第一号口	法第五条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項
第十条第一項	携帯音声通信端末設備等 相手方 相手方	法第五条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項
第十一条第一項	第三条第一項第一号ト 第三条第四項 第三条第五項	譲渡時本人確認記録
第十二条	（媒介業者等による本人確認の方法等） 第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第四号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。	譲渡時本人確認記録
読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第三条第一項第一号	法第三条第三項	法第六条第三項において読み替えて準用する法第三条第三項
第四条第一項	法第三条第二項	法第六条第三項において読み替えて準用する法第三条第二項
第七条	法第四条第一項	法第六条第三項において読み替えて準用する法第四条第一項
第八条第一項	法第四条第一項	法第六条第三項において読み替えて準用する法第四条第一項
第十条第一項	携帯音声通信事業者は、 携帯音声通信事業者は、 媒介業者等に対し	携帯音声通信事業者は、媒介業者等に対し

- 2 第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第四号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。
- の場合は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第四条	法第三条第二項	法第六条第四項において読み替えて準用する法第三条第二項
第五条第一項	相手方との役務提供契約の締結	契約者の名義変更
第五条第二項	第三条第一項 役務提供契約の締結	第十二条第一項 契約者の名義変更
第七条	法第四条第一項	法第六条第四項において読み替えて準用する法第四条第一項
第八条第一項	法第四条第一項 本人確認記録	法第六条第四項において読み替えて準用する法第四条第一項 譲渡時本人確認記録
第八条第二項	相手方 当該役務提供契約を代表者等が締結した と締結	譲受人等 契約者の名義変更が代表者等により行われた が承継
第十一条第一項	第三条第一項第一号イ 第三条第一項第一号ロ 携帯音声通信端末設備等 相手方	第十二条第一項第一号イ 第十二条第一項第一号ロ 契約者の名義変更に係る文書 譲受人等
第十一条第一項	第二条第一項第一号ト 携帯音声通信事業者は、相手方	第十二条第一項第一号ト 携帯音声通信事業者は、媒介業者等に対し譲受人等 譲渡時本人確認記録
法第五条第一項	本人確認記録	法第六条第四項において読み替えて準用する法第五条第一項 法第六条第四項

第五条第二項

(役務提供契約上の地位を有していることを確認するために必要な事項)

第十五条 法第九条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該各号に定める罪に当たる行為に係る通話可能端末設備等につき役務提供契約を締結している契約者が当該通話可能端末設備等を所持していることの確認の求めを受けた場合において、当該通話可能端末設備等を所持していることとする。

一 法第八条第一項第一号に該当するとき（法第十九条及び第二十六条（法第十九条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為に係る場合を除く。）

二 法第八条第一項第一号に該当する場合（法第十九条及び第二十六条（法第十九条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為に係る場合に限る。）であつて、当該罪に当たる行為に係る通話可能端末設備等が法第七条第一項の規定に違反して譲渡されたと認めるに足りる相当の理由があるとき

三 法第八条第一項第二号に該当する場合であつて、当該罪に当たる行為に係る通話可能端末設備等が法第七条第一項の規定に違反して譲渡されたと認めるに足りる相当の理由があるとき

（通話可能端末設備等を所持していることを確認する方法）

第十六条 法第九条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる契約者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（みなし契約者を除く。）当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて当該自然人が締結している役務提供契約に係る通話可能端末設備等の提示を求める旨を通知した上で、当該法人の代表者等から当該通話可能端末設備等の提示を受ける方法

二 法人 当該法人に対して、本人確認記録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて当該法人が締結している役務提供契約に係る通話可能端末設備等の提示を求める旨を通知した上で、当該法人の代表者等から当該通話可能端末設備等の提示を受ける方法

三 みなし契約者 国等に對して、当該国等の所在地等にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて当該国等が締結している役務提供契約に係る通話可能端末設備等の提示を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該通話可能端末設備等の提示を受ける方法

第十七条 法第十条第一項の本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものは、本邦内に在留する外国人であつて、その属する国における住居の記載がない旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した者とする。

（住居に代わる確認事項）

第十八条 法第十条第一項の総務省令で定める事項は、国籍及び旅券等の番号とする。

（貸与時本人確認の方法）

第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。）次に掲げる方法のいずれか

イ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号イ若しくはホ又は第三号に規定する書類（同項第一号ホに規定する書類にあつては、一を限り発行又は発給されたものに限る。）であつて当該自然人の写真があるものの提示を受ける方法

ロ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

(1) 当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置

(2) 当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

ハ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ホ 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、当該自然人に対して、貸与時通話可能端末設備等を送付する方法

ヘ 電子署名が行われた情報の送信を受けて貸与契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法

二 第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人 当該外国人から、旅券等又は船舶観光上陸許可書の提示を受ける方法

三 貸与時みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該貸与時みなし契約者はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号イ若しくはホ又は第三号に規定する書類であつて当該貸与時みなし契約者の写真があるものの提示を受ける方法

ロ 当該貸与時みなし契約者はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該貸与時みなし契約者はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定す

契約者確認

相手方

役務提供契約の締結

る書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物として送付する方法

当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウエアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法
当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウエアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに
み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

特定事項申込書本人記入欄受取郵便等により
電子署名が行われた情報の送信を受けて貸与契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該貸与時みなし契約者から受信する方法

四 法人 次に掲げる方法のいずれか
イ 当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第二号に規定する書類の提示を受ける方

口 当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第二号に規定する書類又はその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の

相手方の本店又は主たる事務所の所在地へ當書類は文店又は從たる事務所の所在地の記載があるときは、設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ
電子署名が行われた情報の送信を受けて貸与契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該法人の代表者等から受信する方法
前項第一号口（1）第三号口又は第四号口に規定する方法による貸与時通話可能な端末設備等の送付は、提示又は送付された書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居又は本店若し

くは主たる事務所の所在地において、貸与業者の職員が当該貸与の相手方に貸与時通話可能端末設備等を交付することをもつて代えることができる。

主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある第五条第二項第五号及び第六号に掲げるものにあつては携帯

音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収印付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六ヶ月以内のものに限る。次項において同じ。) 又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しの記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあてて、貸与時通話可能端末設

備等を送付することができる。
被子業者は、被子寺みな（第一二一条第三号及び第七号で規定するもののうち）に見こし被子契約の審結の任を當たつて、自然人を余く。（以下二の項これらにて同。）このハ、第一項第

三号口に規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸与時みなし契約者の住居に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類又はその写しの

提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場所において、貸与時通常可能端末設備等を交付することができる。

を行うことができる。

二 当該貸与の相手方しか知り得ない事項その他の当該貸与の相手方が貸与時本人確認記録に記録されている者と同一であることを示す事項の申告を受ける方法

(代表者等の貸与時本人確認の方法)
第二十条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

二 一 代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号イ若しくはホ又は第三号に規定する書類であつて当該代表者等の写真があるものの提示を受ける方法
二 二 代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項

第一号若しくは同項第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居にあて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る書類を提出する。

三 文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された該情報の送信を受ける方法

五 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、代表者等に対し、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を送付する方法

当該文書を交付することをもつて代えることができる。

第一項の規定にかかる貸与業者は、過去二年以内に代表者等として貸与契約の締結の任にあつたことのある者を代表者等として貸与契約を締結する場合は、該代表者等について次に掲げる方法により、貸与時本人確認を行うことができる。

二 一 当該代表者等が貸与時本人確認記録に記録されている者と同一であることを示す過去三年以内に作成された契約書又はその写しの提示を受ける方法
二 二 当該代表者等しか知り得ない事項その他の当該代表者等が貸与時本人確認記録に記録されている者と同一であることを示す事項の申告を受ける方法

(貸与時本人確認記録の記録事項)

一
貸与時本人確認を行つた者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
貸与時本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

第二十一条 法第十条第一項において
（貸与時本人確認記録の記録事項）

て

第七条 (媒介業者等の監督)	相手方 本人確認を行う	貸与の相手方 貸与時本人確認を行う
法第四条第一項 法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項		

第二十五条 法第十二条の規定により携帯音声通信事業者が行わなければならない媒介業者等に対する監督は、本人確認又は譲渡時本人確認（以下「本人確認等」という。）の手順等に関する文書を作成し、当該媒介業者等に配布するとともに、本人確認等が適正かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置を講ずることにより行うこととする。

一 媒介業者等が行う本人確認等の業務を監督する責任者の選任

二 媒介業者等が行う本人確認等の業務に関する監査

三 本人確認等の業務を行う者に対する当該業務に関する研修の実施

四 前各号に掲げるもののほか、本人確認等の適正かつ円滑な実施に關し必要な措置

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（施行時利用者本人確認の終期）

第二条 法附則第一条第一項の総務省令で定める日は、平成十八年四月一日とする。

（施行時利用者本人確認の方法）

第三条 法附則第一条第一項の総務省令で定める方法は、施行時利用者に対し料金の請求その他携帯音声通信役務の提供に必要な事項に係る文書の送付先（以下「料金請求書等の送付先」という。）にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて本人確認書類の提示若しくは送付又はその写しの送付を求める旨を通知するとともに、次の各号に掲げる施行時利用者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である施行時利用者（法附則第二条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により施行時利用者とみなされる自然人を含む。以下同じ。）次に掲げる方法のいづれか

イ 当該施行時利用者又は代表者等（当該施行時利用者以外のその役務提供契約に係る自然人をいう。以下この条及び次条において同じ。）から第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号亦に掲げる書類の提示にあっては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

ロ 当該施行時利用者若しくは代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはへに掲げる書類の提示、又は代表者等から同号亦に掲げるもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている施行時利用者の住居にあって、施行時利用者本人確認に係る文書を配達記録郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該施行時利用者若しくは代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはへ又は同項第三号に規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている施行時利用者の住居にあって、施行時利用者本人確認に係る文書を配達記録郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ニ 当該施行時利用者又は代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている施行時利用者の住居にあって、施行時利用者本人確認に係る文書を配達記録郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 法人である施行時利用者次に掲げる方法のいづれか

イ 代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法

ロ 代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている施行時利用者の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）において同一の送付先に送付する方法

ハ 代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている施行時利用者の本店又は主たる事務所の所在地にあって、施行時利用者本人確認に係る文書を配達記録郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

（代表者等の施行時利用者本人確認の方法）

第四条 法附則第一条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の施行時利用者本人確認の方法は、施行時利用者に対し料金請求書等の送付先にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて代表者等に係る本人確認書類の提示若しくは送付又はその写しの送付を求める旨を通知するとともに、次に掲げるいづれかの方法とする。

一 代表者等から第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法

二 代表者等から第五条第一項第一号ニ又はへに掲げる書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあって、施行時利用者本人確認に係る文書を配達記録郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三 代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはへに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあって、施行時利用者本人確認に係る文書を配達記録郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

四 代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居にあって、施行時利用者本人確認に係る文書を配達記録郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

（施行時利用者本人確認の特例）

第五条 携帯音声通信事業者は、他の携帯音声通信事業者が役務提供契約を締結していることとなるときは、次に掲げる場合に限り、施行時利用者本人確認を行うことを要しない。

	第五条第二項	役務提供契約の締結	施行時利用者本人確認
第七条	法第四条第一項	法附則第三条第三項において読み替えて準用する法第四条第一項	施行時利用者
第八条第一項	法第四条第一項	法附則第三条第三項において読み替えて準用する法第四条第一項	施行時利用者本人確認記録
相手方	本人確認記録	施行時利用者本人確認記録	施行時利用者
又は電子証明書等の種類	当該書類又は電子証明書等	の種類	施行時利用者
相手方	当該役務提供契約を代表者等が締結した	施行時利用者本人確認を代表者等と行った	施行時利用者
第八条第二項	締結した	締結している	施行時利用者
第三条第一項第一号イ若しくは第二号イ又は第四条第一項第一号	第三条第一項第一号ロからニまでのいづれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号	附則第三条第一号イ若しくは第二号イ又は第四条第一号	施行時利用者
第十条第一項	携帯音声通信事業者は、相手方	携帯音声通信事業者は、媒介業者等に対し施行時利用者	施行時利用者
本人確認記録	本人確認記録	施行時利用者本人確認に係る文書	施行時利用者
第十七条	法第十二条	法附則第三条第三項において読み替えて準用する法第十二条	施行時利用者
附則第三条	法附則第二条第一項	法附則第三条第三項において読み替えて準用する法附則第二条第一項	施行時利用者
附則第四条	法附則第二条第二項	法附則第三条第三項	施行時利用者
(平成二十三年東北地方太平洋沖地震等に起因して生じた事態に対応するための特例)			
第七条	次の表の対象被災者の欄に掲げる被災者であつて、第三条第一項第一号に規定する方法による本人確認及び第十二条第一項第一号に規定する方法による譲渡時本人確認（以下「通常本人確認等」という。）を行うことが困難であると認められるものに係る法第三条第一項及び法第五条第一項に規定する総務省令で定める方法は、第三条第一項第一号及び第十二条第一項第一号の規定にかかわらず、通常本人確認等を行うことができるまでの暫定的な措置として、それぞれ同表の対象期限の欄に掲げる日までの間、当該被災者から申告を受ける方法とすることができる。		
対象被災者			
平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し灾害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住居を有する被災者	平成二十三年八月三十一日	対象期限	
平成二十八年熊本地震に際し灾害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	平成二十八年九月三十日		
平成三十年七月豪雨に際し灾害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	平成三十年十二月三十一日		
平成三十年北海道胆振東部地震に際し灾害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	平成三十一年二月二十八日		
令和元年台風第十九号に際し灾害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和二年四月三十日		
令和二年七月豪雨に際し灾害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和二年十二月三十一日		
令和六年能登半島地震に際し灾害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和六年六月三十日		
2 前項の場合において、携帯音声通信事業者は、通常本人確認等を行うことができるこことなつた後、直ちに、通常本人確認等を行うものとする。			
第八条	前条の規定は、媒介業者等が本人確認又は譲渡時本人確認を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「携帯音声通信事業者」とあるのは、「法第六条第一項の規定により媒介業者等に本人確認又は譲渡時本人確認を行わせた携帯音声通信事業者」と読み替えるものとする。		
第九条	附則第七条第一項の表の対象被災者の欄に掲げる被災者であつて、第十九条第一項第一号に規定する方法による貸与時本人確認（以下「通常貸与時本人確認」という。）を行うことができるまでの暫定的な措置として、あると認められるものに係る法第十条第一項に規定する総務省令で定める方法は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、通常貸与時本人確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、それぞれ同表の対象期限の欄に掲げる日までの間、当該被災者から申告を受ける方法とすることができる。		
2 前項の場合において、貸与業者は、通常貸与時本人確認を行なうことができるこことなつた後、直ちに、通常貸与時本人確認を行なうものとする。			
第十条	携帯音声通信事業者が附則第七条第一項に規定する方法により本人確認又は譲渡時本人確認を行なった場合における本人確認記録又は譲渡時本人確認記録の記録事項のうち、第八条第一項第一項第一号（第十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する本人確認用いた書類又は電子証明書の種類及び記号番号その他の当該書類又は電子証明書を特定するに足りる事項は、通常本人確認等を行うことが困難である理由その他の被災者から申告を受けた内容をもつて代えるものとする。		
2 携帯音声通信事業者が附則第七条第一項に規定する方法により本人確認又は譲渡時本人確認を行なった場合における本人確認記録又は譲渡時本人確認記録の記録事項のうち、第八条第一項第一号（第十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する本人確認を行なった日付とは、携帯音声通信事業者が被災者から附則第七条第一項の規定による申告を受けた日とする。			
第十五条	前条の規定は、媒介業者等が本人確認又は譲渡時本人確認を行なう場合について準用する。		

第十二条 貸与業者が附則第九条第一項に規定する方法により貸与時本人確認を行った場合における貸与時本人確認記録の記録事項のうち、第二十一条第一項第四号ニに規定する貸与時本人確認に用いた書類又は電子証明書の種類及び記号番号その他の当該書類又は電子証明書を特定するに足りる事項は、通常貸与時本人確認を行うことが困難である理由その他の被災者から申告を受けた内容をもつて代えるものとする。

2 貸与業者が被災者から附則第九条第一項に規定する方法により貸与時本人確認を行った場合における貸与時本人確認記録の記録事項のうち、第二十一条第一項第四号イに規定する貸与時本人確認を行った日付とは、貸与業者が被災者から附則第九条第一項の規定による申告を受けた日とする。

第十三条 携帯音声通信事業者は、被災者から書面により附則第七条第一項の規定による申告がなされたときは、当該書面を、本人確認記録又は譲渡時本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

2 前項の保存は、書面又はマイクロフィルムによるものとする。

第十四条 前条の規定は、媒介業者等が本人確認又は譲渡時本人確認を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「携帯音声通信事業者は」とあるのは、「携帯音声通信事業者は、媒介業者等に対し」と読み替えるものとする。

第十五条 附則第十三条规定（前条において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における第二十六条の規定の適用については、同条中「第七条及び第十条第二項（いすれも第十一条第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第十三条第二項（附則第十四条において準用する場合を含む。）」とする。

附 則 （平成二〇年四月二一日総務省令第五一號）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年一一月一三日総務省令第一一〇號）

この省令は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十六号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年三月二十五日総務省令第一八號）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年六月二十五日総務省令第五五號）

（施行期日）

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、改正後の第五条第一項第一号イに規定する在留カード及び特別永住者証明書には、入管法等改正法附則第十五条第一項及び第二十八条第一項の規定により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含むものとする。

3 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第一項第一号ニに掲げる書類とみなす。

附 則 （平成二七年九月一六日総務省令第七六號）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。（経過措置）

第二条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第一の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお從前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第五条第一項第一号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十二条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）

附 則 （平成二八年四月二七日総務省令第五四號）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年九月二三日総務省令第八四號）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年七月一三日総務省令第四四號）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年九月一二日総務省令第五五號）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月一七日総務省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日総務省令第三三号）

この省令は、公布日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、令和二年十月一日から施行する。

附 則（令和二年七月一〇日総務省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年四月一日総務省令第三一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この項において「新施行規則」という。）第五条の規定の適用については、この省令の施行の際に交付されている国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第六十五号）附則第六条第一項の規定により、同令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにできる書類とみなされる間は、新施行規則第五条第一項第一号ハに掲げる書類とみなす。

附 則（令和五年二月一日総務省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月一〇日総務省令第四四号）

この省令は、令和五年五月十一日から施行する。

附 則（令和五年八月二九日総務省令第六六号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年一月一日総務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年六月二五日総務省令第六六号）

この省令は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十七号）の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。